

1 谷口雅史議員

- 1 幼児、児童及び高齢者の自転車用ヘルメットの公費助成を
- 2 国民年金保険料の後納制度について



1 幼児、児童及び高齢者の自転車用ヘルメットの公費助成を

岩内町議会公明党を代表して一般質問をいたします。

幼児、児童及び高齢者の自転車用ヘルメットの公費助成を。先月の新聞報道の中に、5月に町内の交通事故死ゼロ記録が1500日を達成したのを受け、町交通安全推進委員会は役場内で町の交通安全指導員と婦人指導員計11人の方に感謝状を贈呈する様子の記事がありました。指導員の方々は各種交通安全運動での啓発や登校する小学生の見守り活動などをしていただいております。最近、子供がヘルメットをかぶって父親と練習をしている姿が目立ちます。子供の事故で最も多いのが、自転車に乗っているときの事故です。子供は自分で自転車を運転する際、身体の未熟さからバランスが十分に取れないことがあります。また、補助いすなどに同乗させている際の転倒事故も大変多くなっています。

その際に、最もケガをしやすいと言われているのが「頭部」です。

小さいころから「自転車に乗るときはヘルメットをかぶる」ことを習慣づけ、大切な子供の命を守ることが大事です。

道路交通法第63条の10に「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは乗車用ヘルメットをかぶらせるよう、努めなければならない。」とあります。

平成22年の交通事故発生状況を見てみると、6歳未満の幼児が自転車同乗中に起きた交通事故においては、半数以上が頭部にケガを負っています。頭部40.8%、顔部12.4%。子供は大人に比べて頭が大きく、重いことから、転倒した際には、身体の中で最も重い頭部がケガをしやすい傾向にあります。

また、頭部は身体の中でとても重要な役割を担っており、手足などのケガに比べて、重大な後遺症や死亡に至る確率がとても高くなります。

道警のホームページに13歳未満の自転車事故で、特に多いのは小学生の2年生で発生時間帯は午後2時ころ、場所は自宅付近との調査報告が載っていました。

子供の自転車交通事故から頭を守るヘルメットの常用習慣が大事だと思います。ヘルメットの金額は、商品によりますが、3,000円前後の価格が一般的です。自転車販売店や、ホームセンター・スポーツ用品店等で販売されています。SGマーク等のついた安全基準を満たしたものが良いとされています。

今、多くの自治体で児童自転車用ヘルメットの購入費の一部を公費助成をする自治体が増えております。中でも、福井県の美浜町では、自転車を利用する幼児、児童及び高齢者にヘルメットの着用を促進するため、ヘルメット購入にかかる費

用の一部を補助しています。補助金額 購入価格の2分の1の額100円未満切捨てで、限度額は2,000円までとしています。補助対象者は、美浜町に住所を有する13歳未満の児童等の保護者美浜町に住所を有する65歳以上の高齢者、またはその高齢者と同一世帯の方補助対象ヘルメットは、SGマークが貼付された新品の自転車ヘルメットになります。

そこでお伺いたします。

町民の自転車を利用する幼児、児童及び高齢者にヘルメットの着用を促進するため、ヘルメット購入にかかる費用の一部を補助の予定はありますか。

【答 弁】
町 長：

1点めは、幼児、児童及び高齢者の自転車用ヘルメットの公費助成についてであります。

近年の交通事故の状況は、全国的な発生件数では、10年前に比べ約3割の減少となっておりますが、自転車乗用中における負傷者数では、10年前と比べ約2割の減少にとどまっており、自動車乗用中に次いで2位となっております。

このため、本年春の全国交通安全運動では、「自転車の安全利用の促進」が、秋の全国交通安全運動では、「自転車乗用中の交通事故防止」が、それぞれ重点目標の一つとして掲げられております。

ご質問にあります、自転車用ヘルメットへの公費助成につきましては、これらを背景として、幼児や児童、又は高齢者が、自転車を乗用又は同乗中に人や車両との接触などにより転倒した際、ヘルメットの着用により、頭部への衝撃の軽減を図ることができる有用な対策であるとの考えから、近年、助成を行う自治体が見られるようになっております。

事故時等における被害の軽減は、大変重要なことではありますが、第一義的には、交通事故の減少・撲滅のための各種取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

こうしたことから、町では、毎年、各小学校において、駐車場や体育館に模擬交差点を設置し、岩内警察署と岩内町交通安全推進委員会の共同により、ブレーキのかけ方や停止距離などの自転車の乗り方、交差点での走行の仕方などの講習を行いながら、交通ルールの理解と安全意識を高めるための交通安全教室を開催し、また、高齢者へは、春や秋の交通安全運動期間にパンフレットを配布し、交通事故に遭わないための周知活動を行っているところであります。

したがいまして、現時点において、自転車用ヘルメットの購入費用への補助の予定をしておりませんが、町としましては、今後とも、自転車での安全な走行や事故防止について、各種講習や街頭等における周知活動や注意喚起などを継続的に行い、合わせて、ヘルメットの着用による頭部への衝撃軽減の有用性については評価できるものであることから、その着用について、広報紙等において保護者などへ周知を図りながら、警察署を初めとする関係機関、団体とも協力し、啓発活動を進めて参りたいと考えております。

2 国民年金保険料の後納制度について

次に国民年金保険料の後納制度について質問いたします。

広報いわないの、生活コーナーで国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせがありました。平成24年10月1日から3年間に限り、納め忘れた保険料を10年前まで遡って納める後納することができるようになります。

この申し込みが8月から始まりました。今までは国民年金保険料を、納め忘れた事があっても、通常、2年前まで遡って納めることができますが、法律改正により、平成24年10月1日～平成27年9月30日の3年間に限り、10年前まで遡って納められるようになりました、いわゆる後納制度になります。

この保険料後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる事になります。10年以内に納め忘れた保険料がある方は、この機会に納付できる事となります。

また、国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年（300月）必要ですが、今回の一体改革法の成立により、平成27年10月以降は、10年（120月）に短縮される予定です。

国民年金の加入期間は原則として20歳～60歳までですが、老齢年金の受給資格期間（原則25年）（平成27年10月から10年に短縮される予定）が足りない場合は70歳まで、年金の受給額を増やしたい場合には65歳まで、国民年金に任意加入することができます。

後納制度を利用できるのは、次のような方です。

- (1) 20歳から60歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
- (2) 60歳以上65歳未満の方で（1）の期間のほか、任意加入期に保険料の納め忘れがある方
- (3) 65歳以上の方で、（1）の期間のほか、任意加入期間に保険料の納め忘れがあり、年金受給資格がない方など。なお、年金は各個人によって状況が違いますので役場窓口などに、直接お聞きする事が重要だと思います。

そこでお伺いいたします。

1. 後納制度に対する、町長のご所見は。
2. 後納制度の申し込みが8月から始まり、現時点で何名の申し込みがありましたか。
3. 防災無線などもっと広報に大きく周知方法を充実されたほうが良いのではと思います。以上。

【答 弁】
町 長：

2点めは、国民年金保険料の後納制度について3項目にわたるご質問であります。

1項めは、後納制度に対する所見についてであります。

国民年金保険料の後納制度につきましては、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」が平成23年8月10日に公布されたことにより、ご質問のとおり、平成24年10月1日から3年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年に延長する措置が講じられたところであります。

したがって、年金額を増やすため、あるいは年金受給条件を満たすため、納めたくても納める期間がないなどの事情がある方々にとりましては、この後納制度を利用することによって高齢期の所得が確保されることとなり、対象となる方々には適当な措置であると考えております。

2項めは、後納制度の申し込みが8月から始まり、現時点で何名の申し込みがあったか、についてであります。

今回の後納制度につきましては、日本年金機構から、対象となる、あるいは対象と思われる全国で約1,700万人に対し、保険料の納付可能期間延長のお知らせと申込書等が入った封書が順次郵送されていると伺っており、後納を希望される方につきましては、同封の申込書を郵送もしくは最寄の年金事務所などに提出していただくこととなっております。

こうした状況の中で、8月1日から9月14日までに町の窓口における申し込みの受付はありませんが、本件に係る相談件数については3件となっております。

3項めは、防災無線などもっと広報に大きく周知方法を充実された方が良いのでは、についてであります。

後納制度の周知方法について、一番肝心な事項としては、まず今回の措置の対象となるかどうかの判断であります。

しかしながら、個人それぞれ、これまでの生活事情や保険料の納付状況から対象者として該当しない場合も考えられることから、町民の方々の推測等により混乱が生じないように、制度等の周知方法については、年金事務所から広報誌への掲載依頼があった原稿に基づき、忠実にお知らせするよう配意してまいりたいと考えております。